

定期預金共通規定

1. (本規定の適用範囲)

この規定は以下の定期預金取引について適用されます。

- (1) 自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)
- (2) 自由金利型定期預金 (大口定期)
- (3) 期日指定定期預金
- (4) 据置型定期預金
- (5) 変動金利定期預金

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、あるいはこの証書と引換えに、当店で返却します。

3. (届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等)

- (1) この通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限り)がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳(証書)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳(証書)の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に書面によって当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に書面によって当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

5. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限り)がある場合を除き賠償責任を負いません。

6. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳(証書)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. (預金の預入れ金額の制限)

この預金の預入れ金額は当行所定の金額以上とします。通帳により預入れる場合は、必ず通帳を持参してください。また、一口の期日指定定期預金または据置型定期預金の預入れは、当行所定の金額内とします。

8. (自動継続)

- (1) 自動継続扱いの預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一期間の同一種類の定期預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金または据置型定期預金の場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に継続しません。ただし、継続後の期日指定定期預金または据置型定期預金の元金が当行所定の金額以上となる場合は、この取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。なお、変動金利定期預金については、別途定める変動金利定期預金規定によります。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。期日指定定期預金または据置型定期預金の場合は、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

9. (預金の支払時期等)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続扱いの定期預金は継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。なお、期日指定定期預金または据置型定期預金は、次によります。

(1) 期日指定定期預金

① 期日指定定期預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

イ. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続したときはその継続日の1年後の応当日）から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

ロ. 満期日の指定がないときは、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。自動継続扱いで、継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記②により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

② 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとして扱います。指定された満期日から、1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。自動継続扱いの場合は同時に継続停止の申出がなかったものとして扱います。

③ 自動継続扱いで、継続停止の申出のない場合は、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記②により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(2) 据置型定期預金

① 据置型定期預金は、この預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。

② 前記①による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残金。以下同じとします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。なお、自動継続扱いの場合でこの預金の一部支払いをしたときは、その残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

10. (預金の解約、書替継続)

- (1)この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。なお、当店以外での解約は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。

11.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記13の(3)の①、②のAからGおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記13の(3)の①、②のAからGまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13.（預金口座の解約等）

- (1)この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳（証書）を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記6の(1)に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3)前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4)前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳(証書)を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (規定の変更)

(1)この規定及び各定期預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2021年5月1日現在